

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊長 橋野 真一

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 消火器賃貸借
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 納 期 令和8年11月2日～令和9年3月31日
- (4) 履 行 場 所 陸上自衛隊与那国駐屯地

2 競争参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の全省庁統一資格において、「役務の提供等」で「D」以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（資格審査結果通知書（写し）を入札日前日までに提出すること。）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 適用する契約条項及び契約条項を示す場所

陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊事務室及び
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

4 競争執行の場所及び日時

第442会計隊 入札室
令和8年10月14日（水）9時30分

5 保証金

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額中、未履行部分の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 落札決定方式

総品目の総額（消費税抜き）により決定するものとし、当方所定の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した額をもって契約金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の消費税等相当額を除いた金額（税抜額）を入札書に記載すること。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

落札決定後、遅滞なく作成する。なお、契約書は陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式に基づき作成し、以下の契約条項を適用するものとする。

「賃貸借契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 その他

- (1) 入札及び契約心得を了承の上、入札に参加すること。
- (2) 郵便による入札は認める。ただし、電話、電報、FAX等による入札は認めない。
また、郵便による入札は、入札日前日の12時までに必着するように郵送すること。なお、郵送後郵送したことを電話にて連絡する。再度入札となった場合は別途連絡する。
併せて、当該郵便の表面に入札件名を記入すること。（例：〇〇ほか〇件入札書在中 等）
- (3) 入札に関する事項について委任を受け入札に参加する者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等の提出を依頼する場合がある。また、この資料等の提出に応じない場合又はその内容の証明が不十分な場合は、その説明を求める場合があるため真摯に応じること。
なお、これらの積算資料等の提出・説明に応じなかった場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがないことがある。
- (5) 公告掲示場所
第442会計隊（与那国）
の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)
- (6) 仕様書の内容に疑義等がある者については、下記の規格の担当者に対し入札前までに問い合わせるものとする。
- (7) 携行品：印鑑、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、委任状（委任を受けた方のみ）
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒907-1801
沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊 担当：山本
TEL 0980-87-3771（内線347）
FAX 0980-87-3779（直通）
- (9) 品名・規格に関する問い合わせ先
与那国駐屯地業務隊管理科営繕班 野尻技官：内線（342）

令和8年9月30日

業者各位

陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊 担当:山本

市場価格調査のご協力をお願いについて

お世話になっております。

下記契約案件について、入札(見積)に先立ち、市場価格調査を依頼します。

件 名: 消火器賃貸借

市場価格調査提出日: 令和8年10月9日

市場価格調査提出要領: FAX又はメールにより回答

FAX 0980-87-3779(直通)

メール yonaguni-442fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp



連絡事項: 上記の「市場価格調査提出日」までに、ご回答の程お願いいたします。

回答については別紙の「市場価格調査書」の単価及び金額欄に市場価格を記載するとともに、下部の会社名等記入欄に担当者氏名・連絡先とともに記載し回答をお願いします。

なお、記載する単価等は納地(履行場所)に応じた送料等も加味したものとし、消費税等相当額については含まない(税抜)金額での記載をお願いします。

また、メールにより回答を送付した際はお手数ですが、
下記電話番号へ、メールで送付した旨のご連絡をお願いいたします。

その他: 本依頼及び入札(見積)についてご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

〒907-1801

沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1

陸上自衛隊与那国駐屯地

第442会計隊 担当:山本

TEL 0980-87-3771(内線347)

FAX 0980-87-3779(直通)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
消火器賃貸借		防衛大臣承認	
		作 成	令和8年9月15日
		変 更	
		作成部隊等名	与那国屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、与那国駐屯地において使用する消火器賃貸者について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般要求事項

2.1.1 場所

沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地

2.1.2 業務内容

消防法に基づく、駐屯地内に設置する消火器の賃貸借及び搬入搬出を実施する。

2.1.3 履行期間

令和8年11月2日から令和9年3月31日まで

2.1.4 消火器の種類及び数量

消火器の種類及び数量は、表-1による。

表-1

番号	種類	数量(本)	備考
1	中性強化液消火器 6ℓ	16	
2	二酸化炭素消火器 5型	13	
3	A B C 粉末消火器 20kg	8	
合計		37	

2.1.5 その他事項

a) 本仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」の該当箇所に準拠のうえ適切に実施する。

b) 請負者は、自衛隊施設内への立入及び敷地内での行動については、監督官の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外での無断な立入を禁止する。

c) 本役務に際し、作業等で既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧す

ること。

- d) 細部実施時期は、事前に監督官と打合せを行い実施すること。
- e) 本仕様書に記載無きものについても、法令に基づき当然実施すべき事項は、請負者負担で実施すること。

3 特記事項

- a) 請負者は、賃貸借消火器の型式番号等を事前に監督官へ提示し承認を得ること。
- b) 納入する消火器の使用期限は、7年以上の猶予があるものとする。
- c) 請負者は、賃貸借消火器を与那国駐屯地内1カ所に搬入及び卸下すること。
- d) 各施設への設置及び設置間の点検は、別途駐屯地職員が実施する。
- e) 賃貸借期間中、火災等により消火器を使用した場合、別途協議する。
- f) 請負者は、監督官が別に示す物品管理に必要な証書を示された時期に提出すること。
- g) 請負者は、賃貸借終了後、与那国駐屯地内1カ所に集積した消火器の積載及び搬出を実施すること。

4 仕様書の疑義

本仕様書及び役務内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議のうえ実施すること。